

## 役員報酬の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、定款第38条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の基準)

第2条 役員報酬は、役員としての職務遂行の対価に対して相当であるほか、公益財団法人としての理念を踏まえ、その健全な運営をすすめるために適正と認められる額の範囲内であればならない。

(報酬の辞退)

第3条 役員報酬は、辞退することができる。

(報酬の区分)

第4条 役員報酬の区分は別表1のとおりとする。

(報酬額の決定と算出)

第5条 理事の報酬は、この基準に従って評議員会が定める総額の範囲内で、理事会の決議により、各理事の額を決定する。

2 各理事の報酬額は、財務、経理の状況その他の事情を考慮しながら、前項に定める総額の範囲内で、別表1に定める年額を上限として算出する。

3 監事の報酬は、評議員会が定める額とする。

(支給の方法)

第6条 報酬の支給は、前条の規定により決定した年額を12で除した額を毎月25日（当日が休日の場合は、順次前日に繰上げ）に、現金あるいは銀行振り込みにより支払う。ただし、非常勤理事及び監事に対する報酬の支払いは、定時評議員会終了後すみやかに一括して行う。

(別表1)

区 分	金額（年額上限）
会長	無給
理事長	1200万円
常務理事	1000万円
非常勤理事のうち、財団の職員として又は財団と協働して事業を行う理事	無給
上記以外の非常勤理事	20万円
監事	30万円

(注1) 理事長及び常務理事は常勤の場合とし、常勤とは、主たる勤務場所を当財団とする場合をいう。また、非常勤とは、常勤以外の者をいう。

(注2) 理事長及び常務理事以外に、専ら理事としての職務執行のみで常勤する理事は現状想定していないため、区分に定めていない。

(注3) 非常勤理事及び監事に定めた金額は、理事及び監事としての職務執行に対する対価としての報酬の上限額とする。

(注4) 役員に賞与及び退職手当は支給しない。